

○泉佐野市田尻町清掃施設組合ごみ処分手数料条例

昭和 54 年 10 月 19 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項の規定に基づき、ごみの処分に関する手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第 2 条 泉佐野市若しくは田尻町(以下「関係市町」という。)に在住するもの、又は主たる事業所若しくは事務所を関係市町内に有するもののためにするごみの処分については、別表に掲げる手数料を徴収する。

(搬入の拒否)

第 3 条 組合は、次に掲げるごみについては処分を行なわないものとする

- (1) 有害性物質を含むもの。
- (2) はなはだしい悪臭を発生するもの。
- (3) 爆発物その他危険性のあるもの。
- (4) 処理施設を損なう恐れのあるもの
- (5) 処理困難であるもの
- (6) その他管理者が特に指定するもの。

第 3 条の 2 関係市町並びに関係市町が委託した者及び許可した者については、第 2 条の規定は適用しない。

(手数料の減免)

第 4 条 非常災害その他関係市町長が特に必要があると認めた場合は、管理者は手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

付 則

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 58 年 3 月 15 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 6 月 1 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 10 月 13 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月 14 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月 23 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

取扱区分	手数料
55 kg未満	500 円
以後 10kg を増すごとに 100 円を加えた額	